

エコけんニュース

No. 30 2002. 1.

連絡先 NPO法人工コけん事務局 ☎ 092-943-0129 発行責任者 清水佳香

プラスチック回収は

2/10 (日)

3/10 (日) *第2日曜日

舞の里1丁目集会所

8:30~10:00

◎ 開始時間厳守に ご協力下さい。

舞の里小学校玄関前

9:00~11:00

* 雨天：集会所内、舞小体育館にて回収。

水分は厳禁・汚れとシールは取り除いて出して下さい。

1月13日 (日) プラスチック回収報告

ご協力ありがとうございました。

参 加 世 帯 数						回 収 量	カ ン パ
266							
1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	5丁目	その他	98ふくろ (688.5kg)	24,238 円
56世帯	21世帯	19世帯	65世帯	60世帯	45世帯		

あけましておめでとうございます

2002年の幕開けです。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

友人が勤めていた会社のモットーは、「着眼大局、着手小局」だそうです。私たちはごみ問題を通して、私たちの普段の生活そのものが「地球」に直結している、そのことに改めて気づかされました。日常の生活という「小局」を通して地球という「大局」もまた見つめていきたいと思った新年の幕開けでした。皆様にとってはいかがでしたか？

お知らせ

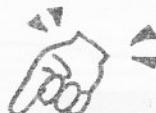
エコけんは 特定非営利活動(NPO)法人になりました

暮れも押し詰まった昨年12月17日、設立登記を済ませ、エコけんはNPO法人になりました。任意団体からの移行は試行錯誤の繰り返しで、苦しいものでしたが、あえてその道を選んだ理由をご報告いたします。



現在、地球規模で論じられている環境問題は、行き着くところ、生活者ひとりひとりの生き方に関わってくるのではないか、と活動を続けるなかで私たちは思うようになりました。それならば、福祉部門において、行政に替わってサービスの一部を供給している社会福祉協議会(公益法人)のような、市民自身によるきめ細かいサービス供給主体が、環境部門にも必要なのではないだろうか....。

下記は、私たちのNPO法人としての「設立趣旨書」の一部抜粋です。



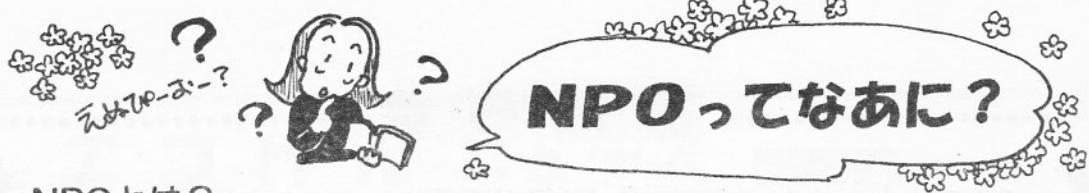
私たちが今後も「市民」という立場において、環境の保全とその実現を願い、実践し続けようとする場合、現在の活動を『継続・浸透・拡大』する有効な方法が必要ではないか、と思い至りました。その答えとして、私たちは、市民でありながら社会サービスの供給者として認知されつつある、特定非営利活動法人として活動する形を選びたいと思います。そして、その社会認知に耐える責任能力を自らが蓄え、「企業」や「行政」と対等な社会の担い手として、よりよい地域社会のコミュニティ形成に寄与したいと考えています。

(全文はプラ回収会場にも置いています。)

現時点では、事業委託を受けることができていませんので、法人といえども皆さんからの活動支援金や助成金、自らの会費以外は無収入です。また、ボランティアに支えられて活動を継続する、という現状も変わりません。

地域から生まれ、育てていただいた結果の古賀市第1号のNPO法人を、今後も支持してくださるよう、切にお願い申しあげます。





Q NPOとは？

Non-Profit-Organization の略で「民間非営利組織・団体」のことをいいます。政府（政府部门）・企業（民間営利部門）と並ぶ第3セクター（民間非営利部門）ともいわれる社会サービス供給体のひとつで、ボランティア団体や市民活動団体などを広く指します。

Q NPO法人とは？

近年様々な分野でNPO活動が活発化していますが、平成7年1月阪神・淡路大地震が発生したときには、全国的なボランティア活動や国際的な協力・支援活動が積極的に展開されました。ところが、その時活躍した団体のほとんどが法人になっておらず、制度上の欠陥が各方面から指摘されました。このような状況の中で、NPO活動を支援し、活発化することを狙って、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立、施行されました。この法の下、法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

Q 法人格取得のメリットと義務は？

メリット

- ① 団体名義で契約ができる。
 - ② 団体名義で登記や銀行口座の開設ができる。
 - ③ 社会的信用が高まる。
- など

義務

- ① 法令や定款のルールに従った事業運営。
 - ② 事業報告書・会計書類などの作成。
事務所への備え置き及び情報公開。
 - ③ 納税。
- など

Q 「特定非営利活動」とは？

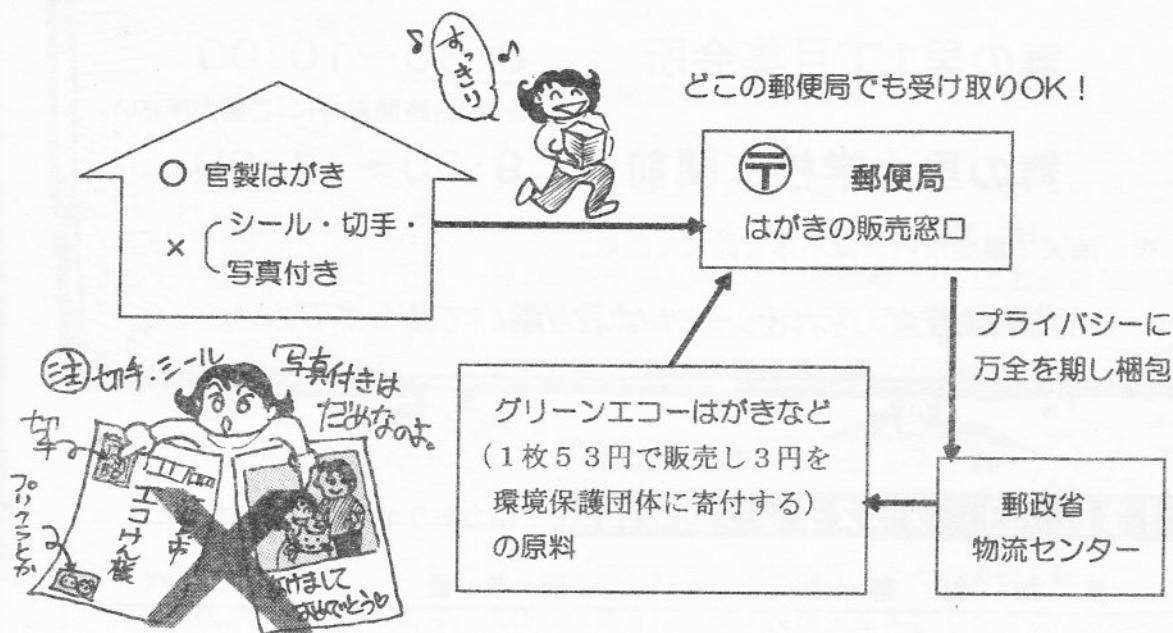
『次の12分野に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの』を指します。

- ① 保健、医療または福祉の増進を図る活動。
- ② 社会教育の推進を図る活動。
- ③ まちづくりの推進を図る活動。
- ④ 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動。
- ⑤ 環境の保全を図る活動。
- ⑥ 災害救済活動。
- ⑦ 地域安全活動。
- ⑧ 人権の擁護または平和の推進を図る活動。
- ⑨ 国際協力の活動。
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- ⑪ 子どもの健全育成を図る活動。
- ⑫ 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。

郵便局もエコショップ!?

エコマップ作成から3ヶ月、意外なエコショップ（回収拠点）情報をいただきました。それは郵便局です。

書き損じはがき（追加料金5円で新しいはがきに交換）だけでなく、「配達済み官製はがき」の回収もされているとのこと。もらってうれしい年賀はがき。でも、個人情報満載で古紙回収に出すには、ちょっとためらうわ…、と長年ため込んで溜め息ついていた矢先、うれしくなってさっそく取材に行ってみました。



るんるん気分で郵便局を後にしました。お忙しいなか、丁寧に答えてくださった局員の方ありがとうございました。

～本稿より～

❖ 人気の『ごみけし君』・洗濯リング、好評レンタル中です。遠慮なくお問い合わせください。

【次回定例会】2月13日(水) 10:00~13:00 古賀市 舞の里5丁目集会所

(財) 省エネルギーセンターの省エネルギー地域活動支援事業の支援を受けて作成したものです。(半額)